

森林組合が森林づくりをお手伝いします

## 補助金を活用して **山** の手入れをしませんか？

### 自己負担なしで間伐ができます

当町では玉名森林組合と連携して、みどりを育てていくため、間伐事業を推進しています。今後、きれいな水や空気をもたらしてくれる大切な自然を次の世代に引き継いでいくためや森林の病虫害・風水害などの被害を防ぐためにも、間伐が必要となっています。

森林所有者の山の管理が難しく、人手不足により間伐が出来ない代わりに、玉名森林組合が間伐を行います。

#### 健康な森林は間伐から

当町の森林面積は3,380haであり全体面積の49%と町全体の半分ほどを占めております。そのうち民有林の約44%が杉を主体とした人工林で、伐採期に達している森林が増えています。

森林を放置すると、木が密集し風通しや日当たりが悪くなります。下草が生えなくなるため、わずかな降雨などで土砂が流出しやすくなり、災害などの危険が高まります。

また、樹木の成長や根の発達が阻害されるため、木がさらに細く弱々しくなり、雪や風による倒木被害を受けやすくなるなど、さまざまな問題が生じます。水資源の確保や土砂流出の防止など、森林のもつさまざまな公益的機能を十分に発揮させるために、間伐は必要不可欠です。

#### ○間伐等森林整備促進対策事業

(杉・ヒノキの伐採及び搬出)

樹種	杉・ヒノキ
林齢	杉80年生以下、ヒノキ90年生以下
面積	0.10ha以上
伐採率	20%～30%程度
伐採木処理	利用材として搬出要件あり



▲ 間伐前

#### ○熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業

樹種 杉・ヒノキ(間伐と併せて侵入した竹の伐採)  
竹のみの伐採は不可

林齢	16年生～
面積	0.10ha以上
伐採率	40%程度
伐採木処理	木材は林内に集積
その他	10年間の皆伐禁止の協定が必要



▲ 間伐後

#### ○熊本県多様で豊かな森林づくり事業

事業内容 人工林内の竹のみの伐採  
面積 0.10ha以上



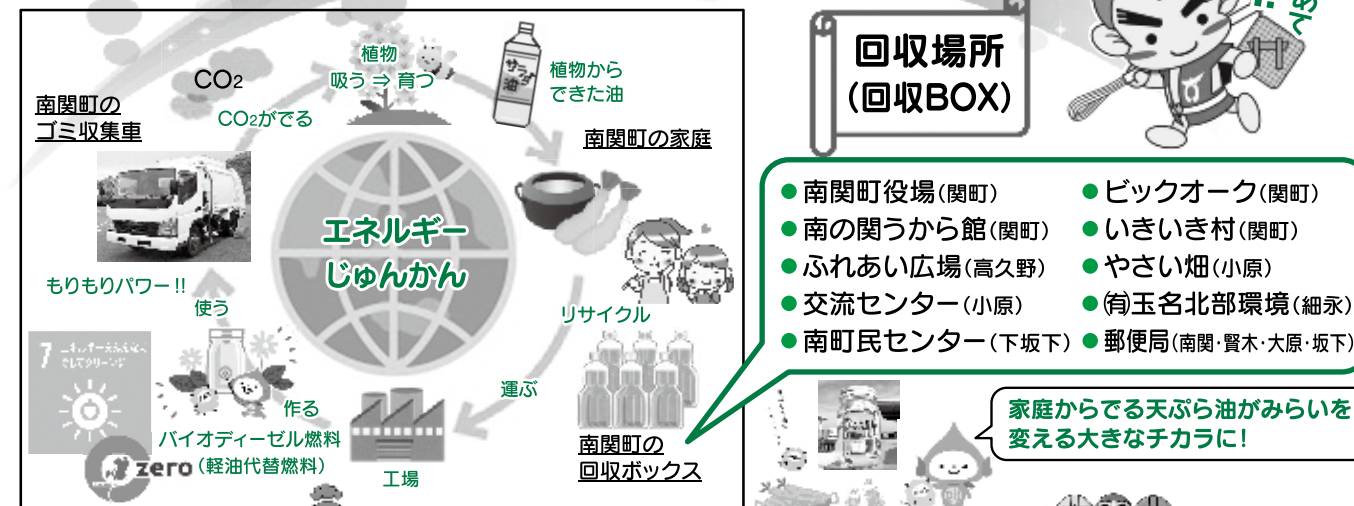
問 玉名森林組合 (玉名郡和水町西吉地2746-2)

☎34-2052

COOL CHOICE

## 廃食油回収という賢い選択!

使った天ぷら油、古くなった天ぷら油は、環境にやさしい燃料になります!!



回収場所 (回収BOX)

- 南関町役場(関町)
- 南の関うから館(関町)
- ふれあい広場(高久野)
- 交流センター(小原)
- 南町民センター(下坂下)
- ビックオーク(関町)
- いきいき村(関町)
- やさい畑(小原)
- (有)玉名北部環境(細永)
- 郵便局(南関・賢木・大原・坂下)

家庭からでる天ぷら油がみらいを変える大きなチカラに!

### 油の出し方

*どんな油を回収してるの?? (油の種類)		*何に入れたらいいの?? (油を入れる容器)	
<p>回収できるもの</p> <p>植物性のおぶら</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・だいず・ひまわり</li> <li>・ごめ・ゴマ</li> </ul>	<p>回収できないもの</p> <p>灯油</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物性油脂(ラード)</li> <li>鉱物石油系油(灯油/エンジンオイル...)</li> <li>水分が多い油(ドレッシングの上澄み)等</li> </ul>	<p>使っていいもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 油の空ボトル →そのまま使ってOK</li> <li>2. 空のペットボトル →洗ってよく乾かして!!</li> </ol>	<p>使えないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紙パック</li> <li>かん</li> <li>びん</li> <li>ビニール袋、ポリ袋、牛乳パック、空き缶、空き缶 など</li> </ul> <p>油がもれる原因になります。ご協力をお願いします。 ※ 未開封の油は、どのような容器でも大丈夫です。</p>
*油をいれよう!(油の詰め方)		*準備ができたなら 回収ボックスまで!	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 油の処理は、よく冷ましたあとに</li> <li>2. 天かすは、できるだけ取り除いて</li> <li>3. こぼさないように注意しながら容器に入れて</li> <li>4. 最後にフタをしっかりと</li> </ol>		<p>最寄りの回収ボックスまでレッツゴー!!</p> <p>回収についての詳細は 問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579</p>	

### — 後期高齢者の皆様へ(ご案内) — 歯と口の健診

#### ❖ 歯と口の健診って必要?

高齢になると、むせたり、のどにつかえたりすることが多くなり、これが原因で肺炎を起こすことがあります。

また、虫歯や歯周病を放っておくと糖尿病や腎臓病、脳卒中、心臓病など全身の病気に影響するといわれています。

大きな病気につながらないよう、毎年1回は後期高齢者の「歯科口腔健診」を受けましょう。

#### ❖ 誰が受けられる?

後期高齢者医療被保険者が対象です。

#### ❖ いつ・どこで受けられる?

実施期間: 令和3年8月2日～12月末日まで  
健診医療機関: 玉名郡市内の歯科医療機関で受診できます。

#### ❖ 費用はいくらかかる?

400円(個人負担金)を受診する医療機関の窓口にお支払いください。

#### ❖ 健診を受けるには?

保健センターへお申し込みください。(☎53-3298)

問 ▽保健センター ☎53-3298  
▽福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503

